

別表第五号中「農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業」を「削除」に改め、同表第十号中「削除」を「公私協力学校設置事業」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十五条第一項の規定により行っている無料の職業紹介事業については、同項の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出を職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条の四第一項の規定により地方公共団体がした届出と、旧特区法第十五条第一項に規定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。
(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第五十三号の次に次のように加える。

五十三の二 特定行刑施設に係る事業者の登録	登録件数	一件につき
構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一條第一項(特定行刑施設に係る事業者の登録)の登録	登録件数	十五万円

(国際受刑者移送法の一部改正)

第四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一条中「並びに犯罪者予防更生法」を「犯罪者予防更生法」に改め、第六十条までの下に「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一條及び第十一條の二」を加える。

内閣総理大臣 小泉純一郎
 法務大臣 南野知恵子
 財務大臣 谷垣 禎一
 文部科学大臣 中山 成彬

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十八号

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「で第六号の二に規定する債権以外のもの」を削り、同項第六号中「及び次号に規定する債権」を削り、同項第六号の二中「制限債権のうち」を削る。

第三条第四項中「本邦の各港間のみを航海する日本船舶」を削り、運送されるため当該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づき、を「旅客の損害に関する」に改める。
第四条の二を削る。
第六条第一項中「旅客の損害に関する債権についての責任の制限以外の」を削り、同条第五項を削る。
第七条第一項第一号ただし書中「五万六千倍」を「三十三万六千倍」に改め、同号イ中「五百トン」を「二千トン」に、「十六万七千倍」を「百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「百六十七倍」を「四百倍」に、「百二十五倍」を「三百倍」に、「八十三倍」を「二百倍」に改め、同項第二号イ中「五百倍」を「二千トン」に、「五十万倍」を「三百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「三千万倍」を「三千万トンまで」に、「六百六十七倍」を「三千万トンを超

え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の五百倍」を「千二百倍」に、「三百七十五倍」を「九百倍」に、「二百五十倍」を「六百倍」に改め、同条第三項第一号中「三十三万四千倍」を「百万倍」に改め、同項第二号中「百六十七千倍」を「三百万倍」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。
第九条第一号中「若しくは第五項」を削り、同条第二号中「若しくは第五項」及び「旅客の損害に関する債権以外の制限債権についての責任制限手続にあつては旅客の損害に関する債権を、旅客の損害に関する債権についての責任制限手続にあつては旅客の損害に関する債権以外の制限債権を、」を削る。
第十八条中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に改める。
第九十六条第一項中(以下「海事債権責任制限条約」という。)を「を改正する千九百九十六年の議定書」に、「同条約」を「同議定書」によつて改正された千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約(以下「海事債権責任制限条約」という。)に改める。
第九十九条第一項及び第百条中「三十万円」を「百万円」に改める。
第一百一条第一項中「十万円」を「五十万円」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

法務大臣 南野知恵子
 内閣総理大臣 小泉純一郎

種苗法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十九号

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項に次の一号を加える。
三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限り)第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる收穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。
第十九条第二項中「二十年」を「二十五年」に、「二十五年」を「三十年」に改める。
第二十一条第一項に次の一号を加える。
五 前号の收穫物に係る加工品を生産し、譲渡し、若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為
第二十一条第二項中「さらに」を「更に」に、及びこれを用いて得た收穫物」を「これを用いて得た收穫物及びその收穫物に係る加工品」に改め、同条第四項中「又は收穫物」を「收穫物又は加工品」に改める。
第三十三条第二項中「若しくは收穫物」を「收穫物若しくは加工品」に改める。
第五十六条を次のように改める。
第五十六条 育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。